

PTA等共済法だより

第49号
2017/2/28発行
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
(編集：吉谷 正)

■平成28年度第2回のPTA等共済法研修会が開催されました。団体は過去最多の参加。

平成29年2月9日(木)と10日(金)に標記の研修会が開催されました。

9日(木)は都道府県教育委員会担当者向け研修で12県15名が参加、10日(金)の団体向け研修では26団体62名が参加されました。団体向け研修の参加人数も、過去最多を更新しました。また、事務局長(兼常務理事含む)を除く非常勤役員の参加は、34.4%となり、理事監事をはじめとする役員の高さを感じました。

PTA等共済法も施行から6年が経過。今年度末をもって、全体の8割を超える団体が当初3か年の事業計画及び収支予算を終えることとなります。少子化を背景として当初の加入者想定よりも下回る状況となったり、学校管理下の災害の増加に伴い共済金の支払い増加となったり等々、会費や共済掛金又は補償内容の見直しに着手している団体も増えてきています。今回は、そうした先行団体の事例発表をしていただきました。また、事務局長から見た法人の役員の役割や責任、そしてリスク対応、学校の授業や行事の一部をPTAと共催で行うことが増え、補償対象とすべきPTA活動の見極めも難しくなっている例についても紹介していただきました。収支バランスを改善するには、(会費や共済掛金を値上げし)収入を増やすか、(補償内容の引き下げやさらに費用を削減するなど)支出を減らすかのどちらか、又は両方の対応しかありません。補償対象の可否も加入者に不公平が生じないように対応していく必要があります。

教育委員会担当者向け研修では、立入検査の実施状況について各担当者から報告していただきました。また、御要望の多かった決算報告書の見方について、一般的な経理処理や会計知識、共済団体の独特な決算書の見方まで説明させていただきました。



2月9日(木) 都道府県教育委員会担当者向け研修の様子



2月10日(金) 共済団体担当者向け研修の様子

■共済法基礎講座(第11回) **New!** 第11回は、準備金についてです。

準備金とは、共済事業が赤字のときにその補填に充てるものとして法の規定によって積立が義務付けられているものです。

認可申請時には、1,000万円以上の準備金を用意する必要があります(法第7条第5号)。また、定款上には、2,000万円以上の積立目標額を記載することになっており(規則第24条第2項)、この額に達するまで、毎事業年度の剰余金の五分之一以上を積み立てる必要があります(規則第24条第1項)。

平成27年度時点で共済団体の準備金の平均積立率は約80%、定款上の目標額を達成した団体数も14団体(約50%)となっています。

準備金の積立目標額の算定方法には、加入者数や補償の額、過去の災害の発生状況を踏まえ算定する必要があります。例えば、公益社団法人全国子ども会連合会においては、死亡共済金が600万円ですが、子ども会活動において大型バスで移動することもあり、不幸にして事故で全員が亡くなった場合においてもしっかり支払いができるようにとの考え方から3億円となっています。

準備金の積立が完了した団体は、積立目標額が適正かどうか検証を行い、必要に応じて増額するなどの対応が必要です。

PTA・青少年教育団体共済法 (平成二十二年六月二日法律第四十二号)

(準備金)

第十三条 共済団体は、共済事業における不足金の補てんに備えるため、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度、準備金を積み立てなければならない。

PTA・青少年教育団体共済法施行規則 (平成二十二年十二月二十七日文部科学省令第二十四号)

(準備金)

第二十四条 共済団体は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の五分之一以上を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、二千万円を下回ってはならない。

3 第一項の準備金は、共済事業における損失のてん補に充てる場合を除いて、これを取り崩してはならない。

■ **お知らせ** ・今年度に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要です。お早目に御相談下さい。

・平成29年度に実施する安全普及啓発活動の届出は、平成28年度末までに届出が必要です。お早めに教育委員会にご相談を。

・共済契約の申込・契約締結についても年度内に実施する必要があります。注意が必要です。

PTA等共済法だよりは、平成29年3月で発行4周年を迎えます。今回も皆さまからの御感想・御意見をお待ちしています。いただいた御感想等は、可能な限り多くの方の分を次号で御紹介していきたいと思っております。(編集のため期限を3月22日(水)とさせていただきます。)

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：3月29日＞

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ **New!**

一般社団法人新潟県PTA安全互助会

～山下事務局長に聞きました！



羽田野さん、山下事務局長、佐々木さん

1年間共済事業に携わっていかがですか。

当会の事業への教員現役時代の認識の低さを反省しつつ、その状況を分析し、どうしたら学校現場に事業内容を正しく周知できるかを考えています。諸手続や監査等で、法人であることの厳しさを実感しています。責任は重いのですが、多くの人が必要としている事業だと思っているので、やりがいのある業務だと思っています。

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

人手や予算の不足等から、登山やスキー合宿等多くの学校行事がPTAとの共催事業に変わってきました。そのため、PTA活動の範囲つまり補償範囲が拡大しているので、掛金と補償のバランスも見直していきます。

インターネットの利用、各種報告書等の個人情報が多いので、ウィルス対策やデータ管理をさらに強化していく必要があると思います。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

子どもたちや会員（社員）の立場で、よりよい事業内容にすること、安定した健全な運営を続けることだと感じています。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

2名の事務員（羽田野・佐々木）と互いに報（告）・連（絡）・相（談）するよう心がけ、業務に支障が出ないようにカバーしあえる体制をつくりたいと思っています。私と佐々木がまだ勤務1年未満なので、未知の業務が多く、緊張の毎日が続いています。来年度は先を見通し、余裕を持って当会の運営や課題解消に取り組みたいと思います。

～ 広井事務局長に聞きました！

公益社団法人富山県高等学校安全振興会

1年間共済事業に携わってみていかがですか。

昨年4月、着任早々から事務担当者説明会、社員総会に向けた準備、さらには、PTA共済法及び公益法人三法に基づいた書類の作成等矢継ぎ早に続き、6月まであっという間でした。何とか社員総会が過ぎ、登記を終え、自分自身の理解を少しずつ図っていきけるようになったかと思えます。しかし、用語を始めとして、理解していないことが多々あります。今年度参加した文部科学省や安全互助会の研修内容は、大きな糧となっています。



石坂理事長



広井事務局長

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

本会は、平成4年に県高P連と県私立高P連絡協議会が、「わが子の安全を願いつつも、お互いの強い連携のもとに、助け合いを推進していく」の趣旨のもと発足したPTAの互助共済組織です。常に互助の精神に根ざして業務遂行するように努めたいと思います。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

本会が各加盟学校と連携し適切・適正に運営されるよう、年度当初に事務担当者説明会を行い周知を図っています。また、申請された共済金が、遅滞なく給付できるよう事務手続きを迅速に行うよう努めています。年度末には、共済金の申請が全くない学校には確認を入れ、申請漏れがないようにしたいと思います。

貴会の課題等がありましたら、教えて下さい。

負傷共済金の申請件数が年々増加しています。怪我防止に向けた啓発活動も、今後必要となってきます。

共済法だよりは、**まもなく4周年!**

PTA等共済室



立入検査の様子
(沖縄県)

- 2月 3日（金）神奈川県PTA協議会高相ブロック第3回会議・神奈川県大和市（吉谷）
- 2月 9日（木）平成28年度第2回PTA等共済法研修会・自治体向け・文科省（吉谷・会田・松田）
- 2月10日（金）平成28年度第2回PTA等共済法研修会・団体向け・文科省（吉谷・会田・松田）
- 2月17日（金）～18（土）第50回全国子ども会育成中央会議・研究大会・福岡県久留米市（吉谷）
- 2月21日（月）神奈川県PTA協議会安全互助会第9回法人化・共済事業準備委員会・横浜市（吉谷）
- 2月23日（木）沖縄県教育委員会立入検査支援（一般社団法人沖縄県PTA連合会）・沖縄県那覇市（吉谷）
- 2月24日（金）沖縄県教育委員会・一般社団法人沖縄県PTA連合会合同研修会・沖縄県那覇市（吉谷）

■ 編集後記 「親離れ・子離れ」どちらかというと放任主義で、子どもの意思を尊重し、やりたいことには反対しない方である。むしろ子どものうちに、(失敗も含めて)いろいろと体験しておくのがよいと思っている。最近、我が子が他人に迷惑をかけることがあった。追突事故である。「お父さん、ごめんなさい。」と深夜に心細く電話してきたのが今でも記憶に残る。足もなく離れた高速道路上での事故であったため、助けに行くこともできず、不安で、血圧の上昇も感じながらも「きちんと警察を呼んで対応しなさい。保険会社にはこちらから連絡しておく。困ったらまた電話しなさい。」と伝えることしかできませんでした。1時間程経ち、電話がありました。幸いにして、双方にケガはなく、冷静に対応できたようです。しかし、帰ってきた息子の表情は明らかにいつもと違い、落胆し青ざめていました。事故の状況からは明らかに本人の不注意によるもの、親としては責任を感じるし、昨年末に自分は逆の立場であったのでなおさらである。高校生から大学生になると活動範囲がどんどんひろがり、またアルバイト等で実社会で働くには、未成年といえども、社会のルールに従い、義務と責任を果たしていかなければならない場面は増えていく。親として、それを子どもに対してきちんと教えてきたのか、十分ではなかったのではないかと猛省している毎日である。自分もそうだが子どもは、18歳も過ぎると勝手に社会に出て、親離れしていく。親としての責任は持ちながら、子を離してよいのか・・・親は難しい。(PTA等共済室：吉谷)